

青森市国際交流ボランティアの登録手続等に関する要領

(趣旨)

第1条 この要領は、本市の国際交流を推進するために活動を行う青森市国際交流ボランティアの登録手続等について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、青森市国際交流ボランティアとは、自らの意思に基づき、無報酬で本市の国際交流の推進に係る次の各号に掲げるボランティア活動に従事する者をいう。

- (1) 通訳・翻訳活動 国際的な会議・イベント・視察等の通訳又は翻訳を行う活動をいう。
- (2) 交流に関する活動 市が主催する事業の企画、運営や民間交流団体等の活動への参加、協力を行う活動をいう。
- (3) ホームステイ活動 本市を訪れる外国人を対象に、一般市民家庭への宿泊を通じて日本の家庭生活を体験する機会を提供する活動をいう。
- (4) ホームビジット活動 本市を訪れる外国人を対象に、一般市民家庭への訪問を通じて日本の家庭生活を理解する機会を提供する活動をいう。
- (5) 文化紹介活動 本市を訪れる外国人を対象に、茶道・華道・書道等の日本の伝統文化を紹介する活動をいう。

(登録要件)

第3条 青森市国際交流ボランティアとして登録することができる者は、次の各号に掲げる要件の全てを備えた者とする。

- (1) 原則として市内に居住し、又は市内の事業所、学校等に勤務若しくは在学していること。
 - (2) 心身ともに健全で、国際交流に理解と熱意があること。
 - (3) 青森市国際交流ボランティアを対象として実施する研修会等に参加できること。
- 2 前項に定めるもののほか、次の各号に掲げるボランティア活動については、当該各号に定める要件を備えた者とする。
- (1) 通訳・翻訳活動 外国語について日常会話程度の語学力を有していること。
 - (2) ホームステイ・ホームビジット活動 同居する家族全員の同意を得ていること。
 - (3) 文化紹介活動 日本の伝統文化に造詣が深く、紹介や指導ができること。

(登録の申込み)

第4条 青森市国際交流ボランティアの登録を希望する者は、青森市国際交流ボランティア登録申込書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

(名簿登録)

第5条 市長は、前条の規定による申込みがあったときは、速やかに登録の可否を決定し、その結果を申込者に通知するとともに、青森市国際交流ボランティア名簿（様式第2号）に登録するものとする。

2 前項の名簿に登録された者（以下「登録者」という。）は、その登録内容に異動が生じたときは、速やかに市長に届け出なければならない。

（登録期間）

第6条 登録者の登録期間は、登録した日の属する年度の3月31日までとする。ただし、登録者から特に申入れがない限り、登録期間を登録の満了日の翌日から更に1年延長するものとし、その後も同様とする。

（登録の取消し）

第7条 市長は、登録者が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消すものとする。

- （1）登録者から辞退の申入れがあった場合
- （2）青森市国際交流ボランティアとしてふさわしくないと認められる行為があった場合
- （3）第3条に規定する要件を欠くこととなった場合
- （4）第12条第1項の規定に違反したとき。
- （5）その他取り消すことが適当であると市長が認めたとき。

（ボランティアの活用）

第8条 市長は、市内において各種の国際交流事業（営利を目的としないものに限る。）を行おうとする者（以下「国際交流団体」という。）から、登録者の紹介の依頼があったときは、国際交流団体に登録者を紹介することができる。

（国際交流団体の要件）

第9条 国際交流団体は、次に掲げる者であって、本市の国際交流事業の推進に資する活動を行うものとする。

- （1）国及び地方公共団体
- （2）非営利団体
- （3）前2号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める者

（紹介の依頼等）

第10条 国際交流団体は、登録者を活用しようとするときは、青森市国際交流ボランティア紹介依頼書（様式第3号）により、市長に申し込まなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による申込みが前条の規定による要件を満たしていると認めたときは、登録者の中から適任者を選考し、ボランティア活動を行うことについて、当該者の承諾を得た後、国際交流団体に対し登録者の氏名等を通知するものとする。
- 3 紹介された登録者及び国際交流団体は、当該団体が行った国際交流に関する活動が終了したときは、速やかに青森市国際交流ボランティア活動報告書（様式第4号）を市長に提出するものとする。

(ボランティア保険)

第11条 国際交流団体は、登録者を活用するときは、ボランティアの活動中の事故等に備え、ボランティア保険、傷害保険等に加筆するとともに、紹介された登録者が安全かつ安心して活動できる環境を整備しなければならない。

(守秘義務)

第12条 登録者は、青森市国際交流ボランティアとしての活動中に知り得た秘密を漏らしてはならない。その登録が取り消され、又は登録期間が満了した後も、また同様とする。

2 国際交流団体は、登録者の活用にあたり知り得た登録者に関する情報を漏らしてはならない。

(実費負担)

第13条 市長は、青森市国際交流ボランティアに対し、謝金等の報償費は支給しないものとする。ただし、当該活動に伴う交通費については、青森市職員等の勤務地内における旅費支給規則（平成17年4月1日規則第57号）の例により、支給するものとする。

2 国際交流団体の依頼による登録者の活動に伴う交通費及び材料費等については、紹介依頼者が負担するものとする。

(免責)

第14条 市長は、青森市国際交流ボランティアが、その活動中により被った損害（市が加入する「市民総合賠償補償保険」の対象となるものを除く。）及び青森市国際交流ボランティアによる故意又は悪質な行為により生じた損害について、その責を負わないものとする。

2 市長は、国際交流団体の依頼による登録者の活動（活動の不履行を含む。）により国際交流団体が被った損害については、その責を負わないものとする。

(その他)

第15条 この要領に定めるもののほか青森市国際交流ボランティアの登録手続等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(実施期日)

この要領は、平成26年4月17日から実施する。